

管理組合 損害補償金給付制度



● 管理組合の皆さまへ



管理組合損害補償金給付制度について

1 補償の対象となる管理組合

当連合会に登録するマンション管理士に管理者または理事長、理事、監事等の役員を委託する管理組合。ただし、当該マンション管理士が管理組合口座印を管理する場合に限ります。

2 補償する内容

当連合会に登録するマンション管理士が不正行為^(注)を行った結果、管理組合が金銭的損害を被った場合に、当連合会がその損害を補償します。

(注) 不正行為とは：貴管理組合の所有する金銭に対する窃盗、強盗、詐欺、横領等の故意による侵害行為（過失による行為は含みません。）をいいます。

3 補償額

1億円を上限として、実際の損害額に相当する損害補償金を給付します。

4 補償期間

当連合会より管理組合に交付する補償証明書に記載された期間となります。

5 補償料

補償料はかかりません。

大事な資産を守るために本制度をご利用ください。



制度利用のための手続き

1 次の書類の内容確認をしていただき、②に必要事項を記入してください。

①「管理組合損害補償金給付制度規程」

②「管理組合損害補償金給付制度に関する重要事項確認書兼同意書」

②に必要事項をご記入・ご捺印の上、マンション管理士にお渡しください。

2 当連合会より送付する補償証明書の受取証を返送してください。

①の手続き後に当連合会より補償証明書を送付いたします。受領後速やかに同封の受領証にご記入・ご捺印の上、返信用封筒にて返信ください。

3 ②に記載した口座の届出印について変更手続きをお願いします。



変更する届出印は当連合会指定の印となります。金融機関の届出印変更のための手続き用紙を当連合会に送付ください。当連合会にて押印後、ただちに返送いたします。返送後、できるだけ速やかに変更手続きを行ってください。

【送付先】〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8 神田Nビル5階
(一社)日本マンション管理士会連合会 行

※当連合会より手続きの状況について確認させていただきますので予めご了承ください。

ご注意

- 1.このパンフレットでは管理組合損害補償金給付制度の概要を説明しています。制度の詳細につきましては、「管理組合損害補償金給付制度規程」をご確認ください(同規程につきましては、当連合会HP(www.nikkanren.org/)からも確認することができます。)
- 2.当連合会に登録するマンション管理士による不正行為を認識した場合は、不正行為及び損害の内容について、下記連絡先まで書面またはEメールにて遅滞なく通知してください。
- 3.ご不明な点につきましては、下記お問い合わせ窓口までお問い合わせ願います。

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会(日管連)とは

日管連は各都道府県のマンション管理士会が会員となり平成19年12月に発足した全国組織です。その事業として、国及び関係団体との連携、協力などによる会員会の活動の支援、マンション管理士支援制度の普及、周知等を通じてマンション管理の適正化に資する活動を行っています。

会員(マンション管理士会)：41団体(平成29年6月末現在)

一般社団法人北海道マンション管理士会
青森県マンション管理士会
岩手県マンション管理士会
一般社団法人宮城県マンション管理士会
一般社団法人秋田県マンション管理士会
山形県マンション管理士会
福島県マンション管理士会
一般社団法人茨城県マンション管理士会
栃木県マンション管理士会
群馬県マンション管理士会
一般社団法人埼玉県マンション管理士会
一般社団法人千葉県マンション管理士会
一般社団法人東京都マンション管理士会
一般社団法人神奈川県マンション管理士会
新潟県マンション管理士会
富山県マンション管理士会
一般社団法人石川県マンション管理士会
長野県マンション管理士会
岐阜県マンション管理士会
一般社団法人静岡県マンション管理士会
一般社団法人愛知県マンション管理士会

三重県マンション管理士会
一般社団法人滋賀県マンション管理士会
一般社団法人京都府マンション管理士会
一般社団法人大阪府マンション管理士会
一般社団法人兵庫県マンション管理士会
奈良県マンション管理士会
一般社団法人岡山県マンション管理士会
一般社団法人広島県マンション管理士会
山口県マンション管理士会
徳島県マンション管理士会
一般社団法人愛媛県マンション管理士会
高知県マンション管理士会
一般社団法人福岡県マンション管理士会
佐賀県マンション管理士会
一般社団法人長崎県マンション管理士会
一般社団法人熊本県マンション管理士会
一般社団法人大分県マンション管理士会
一般社団法人宮崎県マンション管理士会
一般社団法人鹿児島県マンション管理士会
一般社団法人沖縄県マンション管理士会

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会

連絡先(お問い合わせ窓口)

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-3-8 神田Nビル5階

TEL：03-5839-2841(平日午前10時～午後5時まで ※Eメールでも受け付けています。)

FAX：03-5825-4085

Eメール：info@nikkanren.org